

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守し、補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 別表に掲げる事業実施主体に<u>県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、県税の納税義務がない場合は申立書を、また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第4号様式による誓約書兼同意書を第4条1項に基づく交付申請時に知事に提出すること。</u></p> <p>(11) 事業実施主体は、初回審査を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。また事業実施主体はGAP認証の取得状況について、別記第5号様式により<u>初回審査を受けた次年度から2年間、各年度の3月末日までに知事に報告すること。</u></p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和元年5月20日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第5条第3号、第4号、第7号から第9号まで、及び第11</p>	<p style="text-align: center;">農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守し、補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 別表に掲げる事業実施主体が、<u>県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。</u></p> <p>(11) 事業実施主体は、初回審査を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。また事業実施主体はGAP認証の取得状況について、別記第9号様式により各年度の3月末日までに知事に報告すること。</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和元年5月20日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第5条第3号、第4号、第7号から第9号まで、及び第11</p>

号、第7条第3項、第9条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

号、第7条第3項、第9条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(追加)